

令和 3 年度税制改正に関する意見書

四国税理士会

令和3年度税制改正に関する意見書

目 次

I はじめに.....	1
II 税制に対する考え方	1
III 重要な改正要望事項	
(1) 所得税の課税単位について、世帯単位課税制度を導入すること	4
(2) 消費税率は単一税率とすること	4
(3) 消費税について、現在の帳簿方式を継続することとし、適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入を見送ること	5
IV 改正要望事項	
1 所得税関係	
(1) 土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算を認めること	6
(2) 土地建物等の長期譲渡所得の特別控除を設けること	6
(3) 相続財産に係る譲渡所得の特例における期間を相続税申告書提出期限の翌日以後 5 年とすること	6
(4) 離婚に伴う財産分与における譲渡所得課税を繰り延べること	6
(5) 限定承認に係るみなし譲渡課税を見直すこと	7
(6) 居住用財産の譲渡所得の特別控除(3,000万円控除)の適用期間を複数年とすること	7
(7) 青色申告者の純損失の繰越控除期間を延長すること	7
(8) 不動産所得のうち、土地を取得するために要した負債利子に起因する赤字を損益通算の対象とすること	7
(9) 生計を一にする親族が事業から対価を受ける場合の必要経費の特例の規定を廃止すること	8
(10) 復興特別所得税は、所得税率を見直すことにより財源を確保した上で廃止し、所得税に吸収すること	8
(11) 給与所得の源泉所得税等の納付期限について、納期の特例適用者以外の前年 12 月支給分の納付期限を 1 月 20 日とし、特例対象所得を拡大すること	8
(12) 公営ギャンブルの高額払戻金に対する適切な課税措置を講ずること	9
2 法人税関係	
(1) 役員給与の損金不算入に関する規定を抜本的に見直すこと	9

- (2) 受取配当等は全額益金不算入とすること 9
- (3) 中小法人に限定して退職給付引当金・賞与引当金の損金算入を認めること 10
- (4) 法人税青色申告承認申請及び棚卸資産の評価方法・有価証券の評価方法・減価償却資産の償却方法の変更に係る各届出書等の提出期限を直前事業年度の申告書提出期限まで延長すること ... 10
- (5) 寄附金の損金不算入制度を見直すこと 10

3 相続税、贈与税関係

- (1) 相続税の連帯納付義務を廃止すること 10
- (2) 更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行があり、求償権の行使が不能な場合」を加えること 11
- (3) 相続時精算課税適用者の特定贈与者からの受贈財産について、相続税の課税価格に加算する価額を、贈与時における価額と相続時の価額のいずれか低い方の価額を選択可能とすること 11
- (4) 生命保険金等及び退職手当金等の非課税額を1人当たり1,000万円とすること 11
- (5) 相続税の税率構造の緩和を図ること 12
- (6) 特定の贈与については贈与税の基礎控除額を引き上げること 12

4 消費税関係

- (1) 消費税の各種届出書及び承認申請書については、提出期限を消費税確定申告書の提出期限までとし一部簡素化すること 12
- (2) 簡易課税制度を廃止すること 13
- (3) 非課税取引の範囲を見直すこと 13
- (4) 特例における2年間継続適用要件を廃止すること 13
- (5) 調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例を廃止すること 13

5 国税共通

- (1) 貸倒損失の必要経費又は損金の額に算入する規定を設けること。さらに、個別評価による貸倒引当金の要件を緩和すること 14
- (2) 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げ30万円未満にするとともに、一括償却資産の損金算入制度を廃止すること 14
- (3) 同族会社の行為計算否認規定の要件を明確にすること 15
- (4) リサイクル預託金及び電話加入権について、支払時に必要経費又は損金に算入することを認めること 15
- (5) 社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること 15
- (6) 収用等の場合の5,000万円の特別控除特例の要件を緩和すること 16

6 地方税関係

- (1) 償却資産に係る固定資産税の申告については、中小企業者等の経理処理及び資産管理の実態に配慮して、申告期限と納税について柔軟な制度を創設すること 16
- (2) 租税特別措置法で中小事業者等に一定の条件で費用化が認められている少額減価償却資産については、償却資産に係る固定資産税の課税対象外とすること 16
- (3) 固定資産税における再建築価格方式による家屋の評価方法の見直しを行うこと 17
- (4) 資本金 1 億円以下の中小法人に対しては、事業税の外形標準課税制度を導入しないこと 17
- (5) 法人事業税について軽減税率の適用ができない要件の資本金基準を 1,000 万円から 1 億円に増額すること 17
- (6) 事業所税を廃止すること 18
- (7) 個人事業税に係る事業主控除額（現行 290 万円）を相当程度までに引き上げること 18
- (8) 中小企業について事業税、道府県民税及び市町村民税に欠損金の繰戻し還付制度を創設すること 18
- (9) 住民税と所得税の所得控除額を同額とすること 18
- (10) 事業税における社会保険診療報酬に係る所得の課税除外の特別措置を廃止すること 18
- (11) 源泉徴収に係る所得税の納期の特例及び特別徴収に係る個人住民税の納期の特例における特例対象期間及び納付（納入）期限を同一にすること 19

7 国税通則法・納税環境整備関係

- (1) 電子申告・納税制度の義務化に際しては、基盤となるシステムの安定運用及び情報の保護に万全を期するほか、事業者にとって事務の効率・改善につながること。また中小企業者の実態に配慮して実施すること 19
- (2) 社会保障・税番号制度におけるマイナンバー及びマイナポータルと電子申告・納税システム及びその関連システムのスムーズな連携を図ること 20
- (3) 納税環境の整備に当たっては、納税者の経済的負担及び権利侵害に配慮した措置を取ること 20

V その他・改善要望等に関する事項

1 国税に関する事項

- (1) 税務行政手続に関して、行政手続法の適用除外規定を見直すこと 21
- (2) 調査の事前通知を書面によって行うこと 21
- (3) 長期間に及ぶ税務調査の際には、調査の途中において納税者及び代理権限者に対しその調査経過を通知すること 21
- (4) 法人税、消費税、県民税、事業税及び市民税の中間申告の規定のうち、前事業年度等の税額を基準とする「予定申告」については、予定申告書の提出を要しないこととし、税額の納付のみに止める制度にすること 21
- (5) 所得税確定申告に際しては、納税者に対し所定の書類を郵送すること 22
- (6) 税務行政に対する理解と信頼を確保するため、税務取扱通達（取扱通達と同等の効果を有する事

務連絡を含む) の合理的運用を図ること	22
(7) 財産債務調書制度の提出期限を延長すること	22

2 地方税に関する事項

(1) 地方税の届出書等における登記事項証明書の添付省略について、早期の導入を実現すること .	23
---	----

3 その他

(1) 国税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に付すタイムスタンプに係る費用負担が極力かからない制度に改めること	23
(2) デジタル課税についてはその内容を納税者に周知するとともに税理士会等とその情報を共有すること	23

I はじめに

我々税理士は、税務の専門家として実務を通じて、中小企業や個人事業者等（以下、「中小企業者等」という。）の現状を十分に理解するよう日々努力している。その立場から国内における税制が日本経済の基盤を支える中小企業者等にどのような影響を与えているのか、それを前提に構築されるべき「あるべき税制」とはどのようなものかといった点を検証し、税制改正についての意見を述べることは中小企業者等の声を代弁するという点で非常に重要であると考えている。

四国税理士会は、税理士法第49条の11（建議等）の趣旨に基づいて令和3年度の税制改正に関する意見書を作成している。作成に当たっては、各会員に税制及び税務行政の改善について広く意見を求め、集約した意見について調査研究部において検討を加え、理事会の承認を得て公表している。

II 税制に対する考え方

わが国の税の基本原理は「公平・中立・簡素」である。しかし、人口減少と高齢化の進行、財政悪化の進展、技術革新による経済環境の高度化・複雑化、貧富の格差の拡大、地域経済の疲弊化、環境問題の深刻化、ライフスタイル・価値観の変化等の影響を受け、この原則を維持することは困難な状況である。

しかしながら、このような状況にあつて、中小企業者等に最も近い存在である税理士は、実務家としての立場から、中小企業者等の現状を理解し、さらに税務の専門家として税制及び税務行政の背景を理解した上で、税制に対する意見を述べることは税理士の使命である。

四国税理士会は、この税理士としての使命を達成するために、税負担の公平や制度の簡素化等について、以下の視点に立って税制改正を提言するものである。

1 公平な税負担

公平な税負担は、税制を考える上で最も基本的な視点である。公平には、従来から等しい状態にある者は等しい税負担をするという「水平的公平」と、等しくない状態にある者はそれに応じた税負担をするという「垂直的公平」がある。また、少子高齢化が進展する現在、生涯を通じて税負担に偏りが起こらないよう「世代間の公平」という観点も指摘されることがある。最近の経済のデジタル化等に代表される複雑な経済活動のもとでは、これらの公平の概念の実現は、非常に難しいものとなってきた。しかし、そうであったとしても、公平についての議論は引き続き行われていかなければならない。

2 簡素で納得のできる税制

わが国では、主要な国税は申告納税方式によって確定している。それは納税者が自ら税金を申告納税するという民主主義的な国家観に基づくものである。したがって、税制は納税者の視点に立って簡素で納得されるものでなければならない。

3 必要最小限度の事務負担

税務行政の事務負担に限らず、納税者が申告納税を行うための事務負担も、必要最小限度になるよう配慮すべきである。

4 時代に適合する税制

わが国における少子高齢化の進行、経済のグローバル化、技術革新と資本市場の変化など、経済情勢が刻々と複雑化し続ける中、税制は常に時代に適合するよう見直しを継続していかなければならない。

5 透明な税務行政

公平な税負担の確保と申告納税制度の維持発展のためには、透明な税務行政であることが不可欠である。特に、税務行政手続に関する規定は可能な限り法律において整備することが求められる。

【課税形態ごとの検討課題】

1 所得税関係

- (1) わが国にとって喫緊の課題である少子化への対応のため、課税単位について抜本的に見直すこと
- (2) 課税計算における基本である損益通算制度を尊重すること
- (3) 土地税制の見直しを図ること

2 法人税関係

- (1) 国際的に競争可能な税制の整備を図ること
- (2) 中小企業にも配慮し、経営活力の障害とならない方向で税制の整備を図ること
- (3) 税法と会計処理基準との乖離を是正し、会計処理基準との整合性を図ること

3 相続税・贈与税関係

- (1) 円滑な事業承継が可能となる税制にすべきであること
- (2) 相続税課税のあるべき姿がどのようなものであるかを検討していくこと

4 消費税関係

- (1) 税の三原則「公平・中立・簡素」を堅持するため、複数税率＋インボイス方式ではなく、帳簿方式を維持し、単一税率を復活すべきであること
- (2) 財源を安易に消費税に求めず、行財政改革による財源の確保を目指すこと
- (3) 広く浅く財源を求めるのであれば、社会保障制度と連携した税制とすべきであること
- (4) いわゆる「益税問題」の解決を図るための施策を検討していくこと

5 地方税関係

- (1) 償却資産に係る固定資産税については、中小企業者等の実態に配慮すること
- (2) 外形標準課税制度については、行政サービスの対価として妥当といえるのか検討していくこと
- (3) 住民税及び事業税について、所得税等との整合性を図ること

6 国税通則法・納税環境整備関係

- (1) 電子申告の義務化を実施する際には、安定運用・情報保護等に配慮しつつ、納税者に負担のかからない制度を構築すること。特に中小企業者等については、制度面も含めて万全の準備を行うこと
- (2) 納税環境の整備に当たっては、納税者の事務負担の軽減及び権利侵害に配慮すること

【消費税における検討】

令和元年 10 月から改正消費税が施行され、消費税率の引き上げと共に食料品等に軽減税率が導入された。その直後から行われている消費税申告では、申告処理をめぐって早速混乱が生じており、税制としてのあり方については疑問の声が非常に大きい。また税制ではなく財政・経済政策の観点から、消費税の税率引き上げによる消費落ち込みの防止を目的として、一定の期限付きではありながら、キャッシュレス決済を利用した消費者には最大 5%のポイント還元を行うといった措置も講じられている。経済活性化という視点は重要ではあるとしても、このような増税に対する直接的な経済対策では、税率を何のために引き上げたのかその目的が曖昧なものとなってしまっただけでなく、現金とキャッシュレスを利用する消費者の間の広い意味での税の不公平が生じてしまうこととなる。

四国税理士会調査研究部としては、当意見書作成後も、会員及び四国税理士会関係各部と連携して、消費税の問題について継続的に検討を行っていく方針である。

【本意見書の構成】

本意見書は、「重要な改正要望事項」、「改正要望事項」、「その他・改善要望等に関する事項」に大別した上で、税制に関する事項については税目ごとに分類している。

III 重要な改正要望事項

(1) 所得税の課税単位について、世帯単位課税制度を導入すること。(新規)

【理 由】

平成 29 年度以降の税制改正において、所得税については、基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除等が見直され、また、令和 2 年度税制改正では未婚のひとり親に対する税制上の措置が講じられるとともに、寡婦（寡夫）控除制度が見直された。しかし、例えば、配偶者控除等の改正は、女性を含めた働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる環境づくりを目的とされているが、わが国が抱える問題の抜本的な解決にはつながらない。

現在のわが国にもっとも必要なものは人口減少に対応するための少子化対策である。この点に関して、税法において効果的な改善を行うために、子育てを念頭に置いた具体的かつ抜本的な見直しが必要である。また、共働き夫婦にとって、簡便で、働くことの壁にならない制度設計が求められる。

このようなことから、主要先進国の中でも高い出生率を維持するフランスの例を参考に、所得税の課税単位について、世帯を構成する夫婦と子どもの数を n として計算する「 n 分 n 乗方式」を導入すべきである。

なお、制度創設に当たっては、高額所得者が有利になることを避けるため、本制度の適用には一定の所得制限を設けるとともに、現行制度からのスムーズな導入のために選択制とすべきである。

この他、子育てを目的とした社会保障政策も並行して見直される必要がある。

(2) 消費税率は単一税率とすること。(一部修正)

(平成 28 年改正法附則 34)

【理 由】

令和元年 10 月 1 日から導入された消費税の複数税率制度であるが、対象品目、区分経理、安定財源等についてその根拠等について検討すると極めて不合理であり、不公平なものとなっている。例えば、全く同じ飲食料品でも購入後の形態によって税率が異なるケースが出ており、店内飲食を巡る現場の混乱となっている。これは新聞においても同様である。

この混乱の最大の原因は、税率の適用が、取引の対象となる物品・サービスの性格だけではなく、購入者の用途等も基準となることから、販売する事業者が自主的に税率を決定することができないことにある。つまり、購入者が本来自由に決めるべき飲食の場所、新聞購読の内容を税率判断の基準としてしまい、全く同質の飲食料品・新聞であっても、購入者の事情を確認しなければ税率が決定しない事態となっている。この購入者の用途を確認する方法等についてまで税制で整備することは現実的に不可能であり、また、税率適用の正確性を担保すること及びその立証等についても同様に極めて困難である。このように、今回の消費税改正における複数税率は、導入直後から、事業者に対して、経済的には全く意味のない分類と計算を強いてお

り、それは同時に過度の負担となり、生産性の低下につながっているだけでなく、消費者の間にも大きな混乱が発生している。

また、財政的に見ても、飲食料品等に限定した軽減税率による恩恵は、低所得者層だけに限定されるものではないことは明らかである。

特定の新聞の定期購読について、その趣旨は「国民に知識・教養を広く伝える公共財としての新聞の役割（新聞協会見解より）」とされるが、仮にそうであるなら、なぜ定期購読と紙であることが軽減税率適用の条件につながるのかその根拠は不明である。また、知識・教養を得るために国民が入手する情報の多様性と税の公平性を合わせて考えれば、軽減税率の適用を定期購読の新聞とする必要性は全くない。

このようなことから、税の三原則「公平・中立・簡素」を堅持するうえでも消費税率は単一税率とすべきである。

<p>(3) 消費税について、現在の帳簿方式を継続することとし、適格請求書等保存方式（インボイス方式）の導入を見送ること。（新規） （消法 30）</p>

【理 由】

令和 5 年 10 月から消費税について、適格請求書等保存方式（インボイス方式）が導入されることとなっているが、次の理由により早急に制度を見直し、導入を見送るべきである。

- ① 現行の帳簿の記載及び請求書の保存により仕入税額控除の計算は適正に実務に定着しており、課税庁及び事業者においては 30 年の実績と法的安定性がある。また、中小企業者の帳簿作成においては電子化が進んでおり、開発が進む AI（人工知能）等を活用すれば、あえてインボイス方式を導入しなくても、消費税取引の基本となる課税取引の確認は、現行の帳簿方式で十分対応可能である。
- ② インボイス方式の問題の一つが、不正または偽造されたインボイスの使用による脱税である。一つの取引について、消費税におけるインボイスと法人税・所得税における帳簿の 2 元的な帳簿が整備されることとなれば、不正チェックのためには両者を並行して確認しなければならない。これは申告書作成だけでなく、税務調査等の現場でも過大な負荷がかかることとなり、極めて合理的な現行制度と比べて、生産性が大きく損なわれることとなる。
- ③ インボイス方式導入の根拠の一つが複数税率にあるが、複数税率自体に大きな課題があるのであって、複数税率を廃止し単一税率とすれば、インボイス方式は不要である。
- ④ インボイス方式は事業者に、複数税率導入以上に多大の負担をかけることになる。例えば、請求書等に記載誤りがあった場合や、記載要件を満たしていない場合など、適格請求書等発行事業者に訂正を求める必要があり、想像を絶する煩雑さが危惧される。
- ⑤ 免税事業者は適格請求書を発行することができなくなるため、取引先は免税事業者からの仕入れについては、仕入税額控除ができなくなる。そのため、免税事業者は取引先から排除されたり、消費税相当額の値引きを強いられたりする問題が懸念される。税制がこのような経済取引に影響を与えるような状況は好ましくない。

IV 改正要望事項

1 所得税関係

(1) 土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算を認めること。(所法 69、措法 31、32)

【理 由】

個人の包括的所得概念からすれば、理論上純資産の増減をもたらす不動産譲渡損益も含めたところの担税力の増加に課税されるべきである。一方、実務上においても、事業所得の損失を補うため、所有する不動産を譲渡するケースが散見されるところである。このような担税力の乏しい者に課税を強いることは酷であり、かつ、不動産の流通を阻害し、経済の活性化まで失わせる制度となっている。したがって土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算を認めるべきである。

(2) 土地建物等の長期譲渡所得の特別控除を設けること。(一部修正) (措法 31)

【理 由】

土地建物等の長期間所有による利益はその所有期間に徐々に発生したものであり、利益が顕在化した売却の年に、全ての利益が一時に生じたものではない。このため、長期間所有していた者がわずかな利益で不動産を処分した時にも申告を要し、税負担と手続きの煩雑化を招いている。また、令和 2 年度税制改正では、低未利用土地等の長期譲渡所得について、100 万円を上限とする控除制度が創設された。これらのことから、一般の長期譲渡所得に該当する場合にも特別控除制度を創設すべきである。

(3) 相続財産に係る譲渡所得の特例における期間を相続税申告書提出期限の翌日以後 5 年とすること。(一部修正) (措法 39)

【理 由】

相続により取得した財産を譲渡する場合、相続税申告書提出期限の翌日から 3 年以内では、処分が難しい状況にあるので、5 年に延長すべきである。

(4) 離婚に伴う財産分与における譲渡所得課税を繰り延べること。(所法 33)

【理 由】

財産分与による財産の引渡しは、婚姻中の夫婦の協力によって形成した財産の分割という面及び分与者の担税力の問題もあり、円滑な財産分与を阻害している一面も存在する。よって、婚姻後取得した財産に限り分与時での課税を繰り延べることとし、取得時期、取得価額は分与を受けた者が引き継ぐこととすべきである。

(5) 限定承認に係るみなし譲渡課税を見直すこと。

(所法 59)

【理 由】

限定承認した財産に不動産が含まれる場合、その不動産を被相続人から相続人へ時価で譲渡したものとみなす本規定は、被相続人が債務超過であることを前提としたものであり、相続人が限定承認した不動産を売却した場合に譲渡所得税が課されないように、相続人を保護することを目的としている。

しかし、被相続人が債務超過でないケースにも形式的に課税が行われている事例も見受けられる。これは、本規定の趣旨に反し、単純承認した場合に比して相続財産をいたずらに減少させる結果にしかならない。また、限定承認によって譲渡とみなされた場合の買主は相続人であるが、居住用資産を譲渡した場合の 3,000 万円の特別控除の可否については、親族などに売却した場合は適用できない(租税特別措置法 35 条)ので、限定承認を選択すると本件特例の適用は受けられないという弊害がある。よって、限定承認に係るみなし譲渡課税は被相続人が債務超過の場合に限ることと改正すべきである。少なくとも、居住用資産を譲渡した場合の 3,000 万円の特別控除の適用は認めるべきである。

**(6) 居住用財産の譲渡所得の特別控除 (3,000 万円控除) の適用期間を複数年とすること。
(新規)**

(措法 35)

【理 由】

居住の用に供していた土地を譲渡する場合、価格等の販売条件の点で、現状の土地を分筆して譲渡するケースが認められ、このような場合は単年度で売却が完了しないこともある。人口減少が続くにもかかわらず、新たな住宅地が開発される現状は日本経済にとってもマイナスであり、既存宅地の再活用ということも考慮して、3,000 万円控除の適用は翌年以降への繰越を認め、複数年控除可能な制度とすべきである。

(7) 青色申告者の純損失の繰越控除期間を延長すること。(一部修正)

(所法 70)

【理 由】

青色申告者は一定の要件のもと小規模の法人と同様に帳簿の備え付けと保存が要求されており小規模法人と実態が変わらない。所得税の更正・決定等の期間制限を勘案し、青色申告者の繰越控除期間を 5 年に延長すべきである。

(8) 不動産所得のうち、土地を取得するために要した負債利子に起因する赤字を損益通算の対象とすること。

(措法 41 の 4)

【理 由】

不動産所得に係る損益通算の特例は、1980年代後半から1990年代初頭のバブル時期に土地価格の高騰を抑える目的で制定されたものであるが、現在において、かような懸念は不要である。負債利子の意味は、本来の必要経費に他ならないものであるので、損益通算の対象とすべきである。

(9) 生計を一にする親族が事業から対価を受ける場合の必要経費の特例の規定を廃止すること。 (所法 56, 57)

【理 由】

生計を一にする親族に支払う対価（給料、退職金、地代家賃、支払利息等）であっても、その金額に相当性があり、かつ、支払方法や支払時期が妥当なものについては、所得計算及び会計の本質上、事業等の必要経費として控除することが適切である。ただし、この規定を一律に廃止すれば、恣意的な所得分散による租税回避行為が行われたり、税務執行面において問題が生じたりするとの指摘がある。これらの観点から、取引を正規の簿記の原則に従って記録している青色申告者については、この特例の適用除外とすることが妥当である。これに伴い、青色事業専従者給与の事前届出制度及び従事期間要件は廃止すべきである。

(10) 復興特別所得税は、所得税率を見直すことにより財源を確保した上で廃止し、所得税に吸収すること。（一部修正） (復興措法 8)

【理 由】

所得税の納税義務者は復興特別所得税を併せて納付する義務があり、複雑な税構造となっている。しかし、東日本大震災の復興財源確保は不可欠である。そこで、事務手続きも考慮に入れ、所得税率を見直してその増税分を被災地復興の財源に充て、復興特別所得税を廃止して所得税で財源を確保すべきである。

なお、東日本大震災以後、日本各地では台風や大雨・地震等による大災害が頻発している。税制ではこれらの災害のことも考慮して柔軟で効果的な措置が講じられるべきである。

(11) 給与所得の源泉所得税等の納付期限について、納期の特例適用者以外の前年 12 月支給分の納付期限を 1 月 20 日とし、特例対象所得を拡大すること。（一部修正）

(所法 181, 183, 199, 204, 216, 復興措法 28)

【理 由】

現行の源泉所得税の納付期限は原則として給与等を支給した月の翌月 10 日とされているが、1 月は年末年始の長期休暇のほか政府の働き方改革に伴う休日の増加傾向もあり、加えて、年末調整事務の負担を考えれば、12 月支給分の源泉所得税等の納付期限については、翌年 1 月の納付期限についてのみ納期の特例適用の事業者と同様に、1 月 20 日とすべきである。

なお、大型連休や月曜日が休日となる場合などは、給与等の支給及び源泉所得税等の納税等

の事務処理に対して大きな影響が懸念されることから納税事務に支障がないよう一定の配慮を行い、例えば納付期日の延長等を実施すべきである。

また、納期の特例対象所得は、常時発生すると考えられる給与・退職手当及び所法 204 条第 1 項第 2 号に掲げる（士業）報酬料金に限定され、単発かつ特殊性のある支払は対象となっていない。しかしながら、中小企業者の中には、他の項目についても源泉所得税が発生することは少なくないことから、法の趣旨である事務負担の軽減の観点より、これらについても特例対象所得にすべきである。

(12) 公営ギャンブルの高額払戻金に対する適切な課税措置を講ずること。

【理 由】

現行の税法では、公営ギャンブル等の払戻金は一時所得として申告納税を行うことが基本とされているが、その実態は無申告となる場合が多いと推察される。払戻金については、一定金額等を条件とする申告不要の限度となる制度を設け、申告不要限度を超える払戻金については、払戻の段階で、個人番号による本人確認を行ったうえ源泉分離課税とし、課税漏れを防止する措置を講ずるべきである。

2 法人税関係

(1) 役員給与の損金不算入に関する規定を抜本的に見直すこと。（一部修正） (法法 34)

【理 由】

法 34 条は役員に支給する給与のうち、限定列举されたもの以外は損金の額に算入されないこととされているが、本来、役員給与は職務執行の対価として原則損金算入されるべきである。特に中小企業の経営者に求められるものは自由な発想と行動力であり、その結果としての経営責任の自覚が求められることとなるが、現在の規定によると結果的に経営者の判断を制約し、萎縮させているようなこととなっている。なお、形式的には、事前に株主総会において決議した報酬額の範囲までは原則として損金算入できるよう見直すべきである。

(2) 受取配当等は全額益金不算入とすること。 (法法 23)

【理 由】

法人が所有する株式等に係る受取配当金については、現行制度上、同一の経済価値に対して二重に課税している。このことは企業の配当性向を阻害し、証券市場の活性化等に逆行しているといわざるを得ない。したがって、受取配当金は全額益金不算入とすべきである。

(3) 中小法人に限定して退職給付引当金・賞与引当金の損金算入を認めること。(一部修正)

【理 由】

退職給付引当金は労働協約や就業規則等による退職金規程に基づいて、使用人が提供した労務の対価として、将来支給されるべき法的債務としての性格を有しており、賞与引当金についても負債性を認めているものであり、企業会計原則及び中小企業の会計に関する指針等においても、その計上を要請している。また、企業買収や事業再生等の場面において、これらの債務計上が求められ、その結果、当該取引においては障害となることが多い。

このようなことから、就業規則等に基づく労働法規上の法的債務や事業年度末までに支給条件が規定されている条件付債務については、中小企業に限定して、退職給付引当金及び賞与引当金の損金算入制度を認めるべきである。

(4) 法人税青色申告承認申請及び棚卸資産の評価方法・有価証券の評価方法・減価償却資産の償却方法の変更に係る各届出書等の提出期限を直前事業年度の申告書提出期限まで延長すること。(法法 122、法令 30、52、119 の 6)

【理 由】

これらの届出書の提出期限は設立第1期に該当する場合を除き、当該事業年度開始の日の前日までとされているが、所得税では法定申告期限となっている。

納税者の便宜に資するため、直前事業年度の申告書の提出期限としても課税上の弊害や混乱を招くことはないと考えられ、各届出書等の提出期限を延長すべきである。

(5) 寄附金の損金不算入制度を見直すこと。(法法 37)

【理 由】

企業は、例えば CSR (Corporate Social Responsibility) 活動に対する評価のように、社会貢献という形で寄附金を支出している場合が多い。しかしそれでもなお、現在全額損金算入される指定寄附金の範囲は狭い。今後、企業の一層の社会貢献を推進するためにも、特定公益増進法人等や認定 NPO 法人に寄附した場合にも損金算入の枠を拡大すべきである。

3 相続税、贈与税関係

(1) 相続税の連帯納付義務を廃止すること。(相法 34)

【理 由】

本来、租税は本人が納付義務を負うのであるが、相続税法においては、連帯納付義務がある。申告期限から 5 年を経過した場合には、その義務が解除とはなったが、被相続人から承継し

た債務でもなく、自らの意思により連帯保証の責を負ったわけでもないのに連帯保証債務を負わされる結果となる。

この不合理を解消し、納税義務者が自らの納付責任を負うに止めるべきであり、相続税の連帯納付義務は廃止すべきである。

(2) 更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行があり、求償権の行使が不能な場合」を加えること。
(相法 32)

【理 由】

相続財産から控除すべき債務は、相続開始の現況によって確実に認められるものに限られており、保証債務についてはその現況において保証債務の履行がなされ、求償権を行使できない場合以外は控除されない。

しかし、保証債務はその性質上、相当期間経過後に弁済不能の状態になるケースが多く、これの救済規定がないことから、更正の請求の特則の事由に加えるべきである。

(3) 相続時精算課税適用者の特定贈与者からの受贈財産について、相続税の課税価格に加算する価額を、贈与時における価額と相続時の価額のいずれか低い方の価額を選択可能とすること。
(相法 21 の 15)

【理 由】

相続時精算課税の趣旨は、次世代への資産移転の円滑化に資する相続税、贈与税の一体化であった。現時点で、暦年課税贈与よりは次世代への資産移転に貢献していることは確かである。しかしながら、それを阻害する最大の要因が受贈財産の相続税の課税価格に算入される価額が、贈与を受けた時における価額（相続開始時におけるその財産の状態を問わない）とされる点である。相続時精算課税を選択したため、結果として、相続税の負担が増加する場合がある。それ以外の資産についても、時価変動の予測の困難なものが多いことから、相続時精算課税適用者の特定贈与者からの受贈財産について、相続税の課税価格に加算する価額を、贈与時における価額と相続時の価額のいずれか低い方の価額を選択可能にすべきである。

近年国内で多発している災害による被災資産については資産価値が低下していることからいずれか低い方の価額を選択を認めるべきである。

(4) 生命保険金等及び退職手当金等の非課税額を 1 人当たり 1,000 万円とすること。
(相法 3、12)

【理 由】

少子高齢化となっている現在において、公的扶助である年金制度等だけでは被相続人死亡後の生活環境の変化等に対応することは難しくなっている。生命保険金及び退職手当金の非課税制度の目的は相続人等の生活を安定させることであり、昭和 63 年に 500 万円に改定され

て以降据え置かれた状態である非課税金額を見直し、500万円割増して1,000万円とすべきである。

ただし、1,000万円と改定することにより富裕層に対する優遇となることのないように配慮すべきである。

(5) 相続税の税率構造の緩和を図ること。

(相法 16)

【理 由】

相続税の基礎控除額が引き下げられたことにより、相続税の課税対象者が増加することとなった。これらの増加した相続税の課税対象者の担税力等を考慮し、低い税率（例えば5%程度）を導入するなど税率構造を緩やかにすべきである。

(6) 特定の贈与については贈与税の基礎控除額を引き上げること。

(相法 21 の 5、措法 70 の 2 の 4)

【理 由】

贈与税は相続税の課税回避を防止するための補完税としての機能がある。一方、現在のわが国は高齢化により個人資産が高齢者層に滞留され若年者層に資産の移転が行われにくくなっている現状がある。現行の贈与税の基礎控除額は平成 13 年に改正されたものであり、その後、教育資金の一括贈与の非課税、子育て資金の一括贈与の非課税制度といった資産の移転を促進する制度が創設されたが、その利用はこれらの条件を満たす特定の者に限定されていることから廃止又は縮減し、少子高齢化対策として高齢者層から若年者層への円滑な資産移転を促進していくために直系卑属への特定の贈与税について、現行の基礎控除額を引き上げるべきである。

なお、引き上げ金額は年 210 万円とすることとし、相続税法での改正を行うべきである。

4 消費税関係

(1) 消費税の各種届出書及び承認申請書については、提出期限を消費税確定申告書の提出期限までとし一部簡素化すること。

(消法 9、37、45)

【理 由】

消費税の各種届出書及び申請書の提出期限は、適用開始課税期間の開始日の前日となっている。しかし、次の事業年度開始前に、それらの届出等の判断をすることは困難であり、納税額にも重大な影響を与えている。

したがって、各種届出書及び申請書の提出期限をその適用を受けようとする課税期間の消費税の確定申告書の提出期限までとすべきである。

また、課税事業者となる事業者は自ら判断し申告納税を行うため、あえて「消費税課税事業

者届出書」を事前に提出する必要性は少ないと思われる。同様に基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となれば免税事業者になることから、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」の提出の有無が申告に影響を及ぼすものではないと思われるため、事業者の事務負担軽減のため、廃止、もしくは申告書の様式内に納税義務者でなくなった旨を記載する等、簡略化を図るべきである。

(2) 簡易課税制度を廃止すること。

(消法 30、37)

【理 由】

消費税の簡易課税制度では、益税問題も発生している。小規模事業者の事務負担軽減の観点から設けられた同制度だが、消費税導入から 30 年経過し、小規模事業者にも消費税に係る事務処理は相当浸透していると考えられるため、目的を果たした同制度は廃止すべきである。

(3) 非課税取引の範囲を見直すこと。

(消法 6、7、30 別表第一、別表第二)

【理 由】

現行制度では非課税売上有る場合の仕入税額控除は課税売上割合に応ずる部分のみが仕入税額控除の対象となっている。このため、非課税売上に対応する消費税額は消費者に転嫁できないため事業者が負担することとなる。医療や福祉、教育関連など社会政策的観点から、非課税とされているものに係る仕入税額控除を全額控除できるよう改正すべきである。この問題を解決するためには、現行の非課税とする取り扱いを改めて輸出免税と同様に免税取引として取り扱う制度を導入すべきである。

(4) 特例における 2 年間継続適用要件を廃止すること。

(消法 9、19、30、37)

【理 由】

消費税法における課税事業者の選択、課税期間特例の選択、簡易課税の選択、一括比例配分方式による計算の選択の各規定については 2 年間継続適用することとなっている。これは恣意性の排除を目的としているが、そもそも原則的な方法に戻ることをもって恣意性を認めることはできない。経済環境の著しい変化に対応する経営判断において、税制によりその判断がゆがめられることのないよう当該制度は廃止すべきである。

(5) 調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例を廃止すること。

(消法 9、12 の 2)

【理 由】

「調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例」と、「高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例」は、ともに行き過ぎた節税スキームを防止するという観点から

創設されたものである。重複する部分も多くあるこれら二つの制度が併存するのは、納税者にとってわかりにくく、制度趣旨としては「高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例」が存在することで必要十分であり、役目を終えた「調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例」は廃止すべきである。

5 国税共通

- | |
|---|
| (1) 貸倒損失の必要経費又は損金の額に算入する規定を設けること。さらに、個別評価による貸倒引当金の要件を緩和すること。
(所法 52、法法 52) |
|---|

【理 由】

平成 23 年度の税制改正により、貸倒引当金の繰り入れに係る損金算入は、銀行、保険会社、中小法人等に限定適用するものとされた。これにより、適用除外とされた企業においては、債権の全額が回収不能とされるまで、貸倒のリスクが所得の金額の計算に反映されず、過度の負担を強いられる状態となっている。

したがって、手形交換所において取引の停止処分を受けた場合や、法的手続きにより弁済が猶予された場合、債務超過状態が相当期間継続し事業に好転の見通しが無い場合、災害等により多大な損害が生じた場合、破産手続開始の申立があった場合など、回収不可能な部分があると認められる重大な事実が生じている債権については、一定の基準を設けて貸倒損失を認識し、必要経費又は損金の額に算入する規定を設けるべきである。また、現行の貸倒引当金の要件も緩和すべきである。

上記貸倒損失の認識規定及び貸倒引当金の要件緩和は、企業等のより正確な財政状態の表示につながり、健全な経済取引、社会経済の安定的発展に資するものである。

- | |
|---|
| (2) 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げ 30 万円未満にするとともに、一括償却資産の損金算入制度を廃止すること。 |
|---|

(所令 138、139、法令 133、133 の 2、措法 28 の 2、67 の 5)

【理 由】

中小企業が取得する少額減価償却資産については、その取得価額が 10 万円未満、20 万円未満、30 万円未満により、複数の取り扱いが認められているが、実務上は 30 万円未満の取得価額の必要経費又は損金算入の特例を選択するケースがほとんどである。

日本経済全体の設備投資を促進して経済の活力を維持・向上するため、かつ、事務処理の簡素化を実現するためにも取得価額基準を大企業・中小企業を問わず 30 万円未満まで引き上げ、一括償却資産の必要経費又は損金算入制度を廃止すべきである。

(3) 同族会社の行為計算否認規定の要件を明確にすること。

(所法 157、法法 132、相法 64)

【理 由】

行為計算否認規定は、事実認定の実質主義や仮装行為の否認規定のように新たな私法上の法的、経済的事実を認定するものではなく、租税負担の実質的公平を図るという要請から納税者に不利益な課税を行う特例的法理と言われており、課税庁はその適用に当たり十分な注意が必要と考えられる。したがって、課税要件を明確化し、恣意性を可能な限り排除するため、「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を明確にすべきである。

(4) リサイクル預託金及び電話加入権について、支払時に必要経費又は損金に算入することを認めること。(一部修正)

【理 由】

自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金のうち、資金管理法人に預託したものについては、その性質が預託金であることから廃車時まで必要経費又は損金算入ができないこととされている。その結果、固定資産管理と同様に個別管理を要することとなるが、金額が僅少で必要経費又は損金算入の時期の問題であることからすると課税上の弊害が少ないと考えられ、支払時に必要経費又は損金に算入することを認めるべきである。

また、電話加入権を計上した固定電話の通信手段としての経済的な価値は、通信手段の進歩により著しく低下しており、電話加入権は、実質的に資産価値が認められない。このことから、現在資産計上している電話加入権については、無形固定資産として3年程度の減価償却による損金算入を認めるべきである。

(5) 社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること。

(措法 26、67)

【理 由】

所得税及び法人税いずれの場合においても、その所得は収支計算（損益計算）を基礎としたものでなければならない。会計検査院の指摘においても「特例を適用していた者のほとんどが実際経費を計算した上で概算経費と比較して有利な方を選択していた実態が見受けられた」と意見書を提出している。この特例は「小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することにより、その経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的とする。」という本来の趣旨は失われており、実態として有利な所得計算の選択という、所得の公平を阻害する特例となっている。その適用範囲が社会保険診療報酬の額が年間5,000万円までの場合に限定されているとはいえ、公平な課税を損なうものであり、当該特例制度は廃止すべきである。

(6) 収用等の場合の5,000万円の特別控除特例の要件を緩和すること。
(措法33の4、65の2)

【理 由】

同制度の要件に、一の収用交換等に係る事業につき、資産の譲渡が2以上の年に分けて行われた場合には最初の年に譲渡した資産に限られることが含まれている(措法33条の4Ⅲ②、65の2Ⅲ②)。ところが、実務上は事業が大規模なもので複数年にわたる結果、事業者都合で資産の譲渡が複数年になる場合が散見される。

この場合、同一年内の譲渡であれば5,000万円まで特例の適用が受けられたにもかかわらず、事業者都合で最初の年の譲渡のみの特例適用になり、翌年分は特例適用が受けられない事態が生じ、課税に不公平が生じる。収用における特別控除創設の趣旨に鑑み、事業者都合で資産の譲渡が複数年になる場合、複数年の累計で5,000万円まで特例が適用されるよう救済規定を設けるべきである。

6 地方税関係

(1) 償却資産に係る固定資産税の申告については、中小企業者等の経理処理及び資産管理の実態に配慮して、申告期限と納税について柔軟な制度を創設すること。(地法383)

【理 由】

中小企業者等が、固定資産税の対象となる償却資産の事業年度内の支出等について、その支出等が固定資産税の対象となる償却資産となるか否かの判定をし、かつ適切な経理処理を行うのは、一般的に、法人であれば法人税の申告期限となる決算日の翌日から2か月以内、個人であれば翌年3月15日である。その実態から、賦課期日である1月1日の償却資産の申告を、1月末日までに行うことは、適正な申告及び賦課を行う課税の適正性からして大きな問題である。

そこで、中小企業者等における償却資産の申告期限は、法人税及び個人所得税の申告期限と同日とする制度を創設すべきである。

なお、賦課期日は現状を維持し、前年資料により暫定的な納税を行い、当該申告が行われた後、遡って当年分の固定資産税を計算、納税者に通知し、追加納税を行うこととし、仮に追加納税が発生したとしても、延滞金を課さない措置を講じるべきである。

(2) 租税特別措置法で中小事業者等に一定の条件で費用化が認められている少額減価償却資産については、償却資産に係る固定資産税の課税対象外とすること。(一部修正)
(地法341 1項4号)

【理 由】

少額減価償却資産(取得価額が30万円未満である減価償却資産)についてはその管理が煩

雑となり、法人税及び所得税で費用化を認めていることから、固定資産税においても課税対象から除くべきである。

(3) 固定資産税における再建築価格方式による家屋の評価方法の見直しを行うこと。
(地法 341 1 項 5 号)

【理 由】

家屋の評価は、再建築価格を基準として評価する方式となっており、評価時において家屋の新築に通常必要とされる建築費を求め、家屋の現状によって経過年数、損耗の程度などに応ずる減価を行って評価している。

しかし、近年の不動産価格の下落等により、実際の売買価格より家屋の評価額の方が高いという事象が随所にみられる。建物の固定資産税の課税標準は適正な時価（地法 341①五）であるから、経年減価の計算において 20%とされている残存価格を引き下げるとともに、定率法による減価償却の考え方を導入するなど、評価額が時価を上回ることはないように、再建築価格方式を見直すべきである。

(4) 資本金 1 億円以下の中小法人に対しては、事業税の外形標準課税制度を導入しないこと。
(地法 72 の 2)

【理 由】

法人事業税の外形標準課税は、法人が事業活動を行うに際して、地方自治体から受ける行政サービスに対して、事業所の従業員数や面積、資本金等及び付加価値などを基準に税負担の公平性の確保を目的に導入された。

平成 28 年度の税制改正大綱では、外形標準課税の対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響を踏まえながら引き続き慎重に検討を行うとしているが、仮に中小法人に対する外形標準課税が適用されると、特に、地方における中小企業や赤字法人には税負担が重く、地域経済は再び弱体化へと向かうことになる。

したがって、今後とも課税対象法人の拡大はすべきではない。

(5) 法人事業税について軽減税率の適用ができない要件の資本金基準を 1,000 万円から 1 億円に増額すること。
(地法 72 の 24 の 7)

【理 由】

資本金 1,000 万円以上で、3 都道府県以上で事業を営む法人は、軽減税率の適用ができないが、この資本金基準は低きに失するので、これを法人税の大法人と中小法人の主要な区分である 1 億円に引き上げるべきである。

(6) 事業所税を廃止すること。

(地法 701 の 30~74)

【理 由】

事業所税は、指定都市等に所在する事務所及び事業所等で一定の要件に該当する場合にその法人や個人の課税所得や所得金額にかかわらず課せられているため納税者にとって負担になっている。また、事業所税は他の地方税（都市計画税等）と重複課税のおそれもあり、法第 701 条の 73 でその用途を制限されているので廃止すべきである。

**(7) 個人事業税に係る事業主控除額（現行 290 万円）を相当程度までに引き上げること。
（一部修正）**

(地法 72 の 49 の 14)

【理 由】

個人事業税の事業主控除は、事業主の勤労部分は控除すべきという趣旨から、事業主控除が勤労の対価の性質をもつと考えられ、同時に法人企業の役員報酬や給与所得者との負担のバランス上設けられたもので、事業主控除額をその年の民間給与平均額 440.7 万円（平成 30 年分民間給与実態統計調査）程度に引き上げるべきである。

(8) 中小企業について事業税、道府県民税及び市町村民税に欠損金の繰戻し還付制度を創設すること。

【理 由】

法人税の欠損金の繰戻し還付制度と同様に地方税においても当制度の創設を求め、窮地にある中小企業のより効率的な救済策を図るべきである。国税と地方税の課税標準の整合性、分かりやすさの面からも制度を創設すべきである。

(9) 住民税と所得税の所得控除額を同額とすること。

(地法 34)

【理 由】

住民税は地域社会の費用負担を住民がその能力に応じて広く負担をするという性格を持つという考えから、住民税の所得控除額は、所得税の所得控除額より低くなっているといわれる。しかし、税源移譲により平成 19 年度から住民税の税率が上がったことで国民にとっても住民税の負担は増している。また、平成 30 年度税制改正で基礎控除の在り方が抜本的に見直されることとなった。これらの点も踏まえて、所得税と住民税の基礎控除の意味を抜本的に見直し、最終的には同額とする方向で検討すべきである。

(10) 事業税における社会保険診療報酬に係る所得の課税除外の特別措置を廃止すること。

(地法 72 の 49 の 8、72 の 23)

【理 由】

社会保険診療報酬に対する課税除外措置については、税負担の公平な見地から廃止すべきである。この規定は、社会保険診療は高い公益性を有するという観点などから適用されているが、特定業種に対する優遇措置とも考えられ、社会的にも不公平感を生じさせていることから廃止すべきである。

(11) 源泉徴収に係る所得税の納期の特例及び特別徴収に係る個人住民税の納期の特例における特例対象期間及び納付（納入）期限を同一にすること。（地法 321 の 5 の 2）

【理 由】

所得税法第 216 条 給与等の源泉徴収に係る所得税の納期の特例においては、特例対象期間を 1～6 月及び 7～12 月に区分し、6 月までの源泉徴収税額を 7 月 10 日までに、12 月までの源泉徴収税額を翌年 1 月 20 日までにそれぞれ納付することができる」と規定している。

これに対し、地方税法第 321 条の 5 の 2 給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額の特例では、特例対象期間を 6～11 月及び 12～翌年 5 月までとし、11 月までの特別徴収税額を 12 月 10 日までに、5 月までの特別徴収税額を 6 月 10 日までにそれぞれ納入することができる」と規定している。

ところで、納期の特例制度は、従業員が常時 10 名未満の小規模事業者における納税手続の簡素化を図るものとして、両税法ともに原則として毎月行うべき納税手続きを年 2 回としているものの、実務上は年 4 回行われる結果となっている。

このため、所得税法第 216 条源泉徴収に係る所得税の納期の特例及び地方税法第 321 条の 5 の 2 給与所得に係る特別徴収税額の内納の義務等に規定する特例対象期間及び納付（納入）期限を統一し、小規模事業者の納税義務の負担軽減を図るべきである。

7 国税通則法・納税環境整備関係

(1) 電子申告・納税制度の義務化に際しては、基盤となるシステムの安定運用及び情報の保護に万全を期するほか、事業者にとって事務の効率・改善につながること。また中小企業者の実態に配慮して実施すること。

【理 由】

平成 30 年度税制改正では、法人税、地方法人税及び消費税等における大法人等の電子申告の義務化が創設されたが、中小法人に対する義務化についてはより慎重に配慮すべきである。義務化については、電子申告がシステム上の問題で課税当局側に受信できないようでは、その信頼性は大きく揺らいでしまうことから、大量の情報を処理できるように安定的なシステムの構築が望まれる。

また、送信する場合にも様々なエラー発生の可能性があり、義務化施行後は、そのエラーによるケースを無条件に無申告とするのではなく、一定の配慮を行うように、問題となるケース

の状況の分析が必要である。

運用に関しては技術的な問題だけでなく、ヒューマンエラーを原因とする事故が発生する可能性がある。その結果、情報が外部に流出するなどの可能性があり、管理面を中心に情報を管理することが必要である。

その他、税務調査を含む法定文書以外の文書に関する国税当局と納税者・税理士の情報のやり取りについても、従来は紙ベースで処理されていたものを、情報保護を念頭に置きつつ、電子申告・納税システムを利用することで納税者の業務が効率化となるようなシステム開発が求められる。

(2) 社会保障・税番号制度におけるマイナンバー及びマイナポータルと電子申告・納税システム及びその関連システムのスムーズな連携を図ること。

【理 由】

平成 30 年度税制改正において、法人税、地方法人税及び消費税等における大法人等の電子申告が義務化となった。この後は、個人の所得税等における申告においても、電子化が推進されることとなると想定される。その場合、社会保障・税番号制度(マイナンバー)を活用することとなるが、個人情報の保護には万全を期することと合わせて、マイナポータルを利用して税務申告を行う場合の税理士に対する代理権の設定、税理士による遠隔操作等、マイナンバー及びマイナポータルを活用した税に関連する情報の収集と活用が納税者と税理士にとって障害なく、スムーズなものとなるような制度構築とシステム開発が行われるべきである。

(3) 納税環境の整備に当たっては、納税者の経済的負担及び権利侵害に配慮した措置を取ること。(一部修正)

【理 由】

仮想通貨取引やインターネットを利用した業務請負等、技術革新をベースとした経済取引の多様化・国際化が進展している。この分野においては、適正な課税が求められるが、それ以前に取引の実態を分析した上で、日本経済における国際競争力とその活力をそぐことがないよう配慮すべきである。また、申告に当たっては、例えば、税務申告を念頭に置いた使用データの共通化を図るなど、納税者における申告の利便性を高めると共に、制度構築の過程においては、税理士制度を活用し、納税者の負担を軽減する措置を検討すべきである。

また、平成 29 年 6 月に国税庁から発表され、その後改正が行われている「税務行政の将来像」であるが、今後 AI（人工知能）等の新しい ICT 技術を導入するなど具体的なものとして進展していくことが想定される。このような税務行政の変革は国民経済に密接に関連する問題であり、その情報は、引き続き国民に対してオープンにされるべきであり、併せて、税理士会をはじめとする税務関連団体と密接に協議を行うべきである。

平成 31 年度税制改正において創設された国税当局が事業者等に対して必要な情報を照会する手続については、他の関連する制度と合わせて、対象となる事業者に過度の負担となること

がないよう、また当該手続以後の対応においても納税者の権利侵害となることがないよう慎重な措置が求められる。

V その他・改善要望等に関する事項

1 国税に関する事項

(1) 税務行政手続に関して、行政手続法の適用除外規定を見直すこと。

【理 由】

国税通則法の改正により透明化が図られたが、より適正な行政執行が行われるよう、税務手続きについて行政手続法の除外規定を見直すべきである。

(2) 調査の事前通知を書面によって行うこと。(一部修正)

(通法 74 の 9)

【理 由】

法定化された調査における事前通知事項は 11 項目にも及び、しかもその通知手段は原則として口頭(電話)によって行われている。納税者の聞き違いといった内容の誤認を防止するためにも、納税者又は税理士・税理士法人に対して書面で通知または電子申告のメッセージボックスを利用するなど電子的な措置を講じるべきである。また、反面調査にあっても、通常の調査に準じた取扱いとすべきである。

(3) 長期間に及ぶ税務調査の際には、調査の途中において納税者及び代理権限者に対しその調査経過を通知すること。

【理 由】

通則法の改正後、税務調査に関する手続きが厳格になったことから調査期間が長期化している傾向がある。中には実地調査の後何か月も連絡がないケースもあり、納税者に対し心理的負担を強いることとなっている。調査が長期間に及ぶ際には、国税不服審判所における不服審査においても「審理の状況・予定表」により進行状況等の連絡がされることとなっており、税務調査においても、その途中において納税者又は税理士に対し調査の進捗状況や今後の見通し等について通知を行うべきである。

(4) 法人税、消費税、県民税、事業税及び市民税の中間申告の規定のうち、前事業年度等の税額を基準とする「予定申告」については、予定申告書の提出を要しないこととし、税額の納付のみに止める制度にすること。

【理 由】

実績に基づく中間申告書の提出がない場合には、みなし予定申告の規定が働き、予定申告書提出は形式的な手続きに止まる。

煩雑な納税義務を簡素合理化するため、予定申告書の提出は要しない制度にすべきである。

(5) 所得税確定申告に際しては、納税者に対し所定の書類を郵送すること。(一部修正)

【理 由】

税理士の代理送信により、電子申告を利用して所得税等の確定申告をした場合、翌年の確定申告時には納税者のメッセージボックスに簡単なお知らせが届くだけで、納税者本人には、申告を促すような書類は何も届いていないのが実情である。個人の事業者については、電子化への対応が遅れている面もあり、「お知らせ」を文書化して郵送するなど、納税者の申告意識を高めるようにされたい。

前年において税理士関与で書面提出している納税者で、税理士が変更となった場合、確定申告に必要な情報を的確に把握するためにも「お知らせ」を文書で送付されたい。

また、所得税の振替納税時についてもメッセージボックスにお知らせが届くだけでなく、文書化して郵送するなど引落不能による未納を防止するよう努めていくべきである。

(6) 税務行政に対する理解と信頼を確保するため、税務取扱通達（取扱通達と同等の効果を有する事務連絡を含む）の合理的運用を図ること。(一部修正)

【理 由】

税務取扱通達等は、納税者を法的に拘束するのではないが、現実には税法解釈等について基本的な指針を示しており、法令と同様に重要な役割を果たしていることは事実である。そこで、申告納税制度の下における税務行政の理解と信頼を確保するため、取扱通達等は全て公開することとすべきである。併せて、国税庁 HP については、情報量が多いことから検索等が容易に行えるよう改善を行うべきである。

(7) 財産債務調書制度の提出期限を延長すること。(一部修正)

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律 6 の 2)

【理 由】

現状財産債務調書の提出期限は、所得税の申告期限と同一の翌年 3 月 15 日までとなっているが、所得税の申告を行ってはじめて総所得金額等が 2,000 万円を超えることが判明することも多く、3 億円以上の財産の時価を所得税の申告と同時に評価することは物理的に困難な場合も多い。このため、その提出期限については、所得税の申告期限後の 4 月 15 日とすべきである。

2 地方税に関する事項

(1) 地方税の届出書等における登記事項証明書の添付省略について、早期の導入を実現すること。

【理 由】

平成 29 年度税制改正において、納税者の円滑・適正な納税のための環境整備を図る観点から、法人の設立・解散・廃止などの届出書等において添付が必要とされていた「登記事項証明書」について、その添付が不要となり手続きの簡素化が図られた。しかし、地方税においては従来どおり「登記事項証明書」の添付が必要であり、納税者にとっての完全な手続き簡素化には至っていない。

令和 2 年度に構築する予定の行政機関に対する登記情報を提供する仕組みを活用することにより地方税の届出等における「登記事項証明書」の添付省略を検討することとなっているが、早期の導入が望まれる。

3 その他

(1) 国税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に付すタイムスタンプに係る費用負担が極力かからない制度に改めること。
(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則)

【理 由】

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律により、事前に申請をすれば、一定の国税関係書類についてスキャナ保存が認められている。

しかし、当該国税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付す必要があり、当該タイムスタンプの導入及び継続使用には一定のコストがかかる。

国税関係書類のペーパーレス化は納税者の事務負担を大幅に軽減できるため、当該スキャナ保存の申請が普及するよう、タイムスタンプの手続きを簡略化するとともに、費用負担が極力かからない制度に改めるべきである。

(2) デジタル課税についてはその内容を納税者に周知するとともに税理士会等とその情報を共有すること。(新規)

【理 由】

OECDにおいては、平成31年1月以後、デジタル経済に対する課税のあり方についての議論が進められている。この制度については、プラットフォームと言われる特定のデジタル事業を行う企業や多国籍企業だけが課税対象になると見込まれるが、課税対象にとどまらず、その課税方式導入に際しては、所得課税や消費課税という既存の課税制度にも影響を及ぼす可能性がある。現状では、令和3年以後具体的な立法作業が進められると想定され、その内容と具体的な方針については、できるだけ早い段階で、納税者及び税理士会等に対する情報共有と意見交換が行われる場を設けるべきである。